

指定申請の流れについて

1 準備

(1) 事業者指定の要件（基準）の確認

横浜市内で指定事業者となるためには、横浜市の条例で定める人員、設備及び運営に関する基準等を満たさなければなりません。

- ・ 指定を受けるには、**申請者が法人**である必要があります。
なお、法人の定款等（登記事項証明書等）の目的に介護保険サービスを行う旨を位置づけていただいております。定款記載例をホームページに掲載しているので参照してください。

横浜市トップページ>暮らし・総合>福祉・介護>高齢者福祉・介護>
事業者指定・委託等の手続き>居宅・施設サービス関連>0 サービス共通資料・様式等
【<<参考>> 定款への事業名の記載について】

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/common.files/teikan_kakikata.pdf

- ・ 基準に規定されている**必要な人員を満たし、設備を備える**必要があります。

★ 基準を確認するには・・・**基準条例をホームページで公表**しておりますので、ご確認ください。

横浜市役所トップページ >暮らし・総合>福祉・介護>高齢者福祉・介護>
条例・計画・協議会>条例・規則

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/jorei-kisoku.html>

★ 指定申請日まで必要となること

- ・ 人員の確保、賃貸借契約の締結、設備の設置、備品等の配置が完了していること。
- ・ 建物の建築・改修が完了し、関係法令（建築基準法、消防法、横浜市福祉のまちづくり条例等）、まちのルール（建築協定、地区計画等）への適合確認を終えていること。

(2) 指定申請書類の作成

ホームページに掲載している以下の資料を必ずお読みいただいたうえで書類を作成してください。

- ①「運営の手引き」
- ②「設備等のガイドライン」
- ③「必要書類一覧表」
- ④「留意事項」
- ⑤「申請書類作成のポイント」

※ 申請書類は、提出前に必ず申請者の控えを保管しておいてください。補正の依頼等、書類の記載内容を確認する際に必要となります。

★通所介護のみ対象★

2 平面図の事前送付

※ **通所介護の申請を行う場合のみ**平面図の事前送付が必要となります。
(通所介護以外のサービスを行う場合は平面図の事前送付の必要はありません)

※ 定員 19 名以上の通所介護のみ対象
(定員 18 名以下の場合は地域密着通所介護での申請が必要)

【別表】に示す「図面事前送付期限」までに**必要書類をメール又は郵送してください。**
事前送付がない場合は申請を受付できませんので、ご注意ください。

図面等の事前送付に当たっては、「平面図事前確認送付について」をご確認ください。

3 申請の予約

下記 URL より申請の予約をしてください。電話での受付は行いませんのでご了承ください。
また、受付フォームは期限を過ぎると自動的に受付ができなくなります。入力中に期限が過ぎても**電話等で受付を行うことはできません**のでご注意ください。

【別表】に示す申請の予約受付期間内に、申込みを行ってください。

★こちらからお申し込みください

[申請の予約案内ページ (横浜市電子申請・届出システム)]

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/d41a221a-80fd-4c3e-bc24-7ae569a2e619/start>

※【別表】に示す申請の予約受付期間外の時間は、エラーが表示されます。

4 申請

(1) 【別表】に示す申請受付期限までに、申請書類一式を「郵送」、「直接来庁」又は「電子申請届出システム（厚生労働省所管）」にて全ての書類をそろえた上でご提出ください。

※ 申請書類を直接市役所へ持参する場合は、市役所開庁時間内にお持ち込みください。

【横浜市役所開庁時間】月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分まで
(祝日・休日・12月29日から1月3日を除く)

※ 令和5年10月1日受付分（令和5年12月1日指定予定分）から、「電子申請届出システム（厚生労働省所管）」にて新規指定の申請が可能となります。事前準備や電子申請ログイン画面については、下記ホームページをご確認ください。

横浜市トップページ> 事業者向け情報> 分野別メニュー> 福祉・介護高齢者> 福祉・介護> 事業者指定・委託等の手続き> 【指定申請等】電子申請届出システム（厚生労働省所管）について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/denshishinsei.html>

(2) 手数料について

申請の際には、手数料の納付が必要です。納付書を「申請の予約受付期間」最終日から5営業日以内に法人所在地または「申請の予約」で指定の住所宛に送付いたしますので、同封の案内に従いご対応ください。納付が確認されない場合は申請を受理することができませんのでご注意ください。

なお、申請手数料は返還いたしません。取下げのうえ再申請の際は、改めて手数料が必要となります。

※ 金額については、下記 URL より「指定申請手数料について」をご確認ください。

横浜市トップページ>暮らし・総合>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>居宅・施設サービス関連>0 サービス共通資料・様式等【指定申請手数料について】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/common.files/tesuuryouichiran.pdf>

(3) 審査について

審査担当より補正内容等についての連絡をします。また、必要に応じ現地調査を行います。

5 指定

全ての審査を通過した事業所が、指定されます。

指定を受けた事業所に対しては、指定通知書等の書面を送付します。

※ 1日が祝日等であっても指定日は1日となります。

※ 事業所番号は指定日以前に口頭等でお知らせすることはできません。あらかじめご了承ください。

6 公示

指定事業所名、事業所番号、所在地、サービスの種類等が横浜市ホームページに掲載されます。また、「介護情報サービスかながわ」の「介護事業所検索」へも情報提供しています。

【横浜市ホームページ】(指定日0時更新)

横浜市トップページ>暮らし・総合>福祉・介護>高齢者福祉・介護>在宅・施設の福祉サービス>在宅サービス事業者のご案内>新規指定・廃止の届出 事業所一覧>居宅サービス (1) 新規事業所一覧 令和5年度

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/shisetsu/zaitaku-zigyosya/itiran.html>

【介護情報サービスかながわホームページ】(指定月最初の営業日正午頃更新)

<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo/w20/wpjTop.aspx>

【別表】申請の予約受付期間・申請受付期限

※申請の予約受付可能時間

受付開始時刻

初日のみ 9:00～以降24時間常時受付可能

最終日のみ 15:00終了 (厳守)

※申請書類を直接市役所へ持参する場合は、市役所開庁時間内にお持ち込みください。

【横浜市役所開庁時間】月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分まで
(祝日・休日・12月29日から1月3日を除く)

指定予定月日	図面事前送付期限 【通所介護のみ】	申請の予約受付期間	申請受付期限 (必着)
令和5年10月1日	令和5年7月31日	令和5年8月1日～8月4日	令和5年8月15日
令和5年11月1日	令和5年8月31日	令和5年9月1日～9月6日	令和5年9月15日
令和5年12月1日	令和5年9月30日	令和5年10月1日～10月5日	令和5年10月16日
令和6年1月1日	令和5年10月31日	令和5年11月1日～11月7日	令和5年11月15日
令和6年2月1日	令和5年11月30日	令和5年12月1日～12月6日	令和5年12月15日
令和6年3月1日	令和5年12月31日	令和6年1月1日～1月10日	令和6年1月15日
令和6年4月1日	令和6年1月31日	令和6年2月1日～2月6日	令和6年2月15日
令和6年5月1日	令和6年2月29日	令和6年3月1日～3月6日	令和6年3月15日